岐阜県介護医療院 例 \mathcal{O} 部を改正する条例 \mathcal{O} 人 員、 12 施設 0 及び設備 11 7 並 び 運営に 関す る基準を定め る

る条例を次 岐阜県介護医療院の のように定めるものとする 人員、 施設及び設 開並び に運営に関する基準を定める条例 \mathcal{O}

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県 条例 \mathcal{O} 介護医療 部を改 院 正する条例 \mathcal{O} 人員、 施設及び設備並 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 運営に関する基準を定め

阜 -県条例第二十三号) 岐阜 -県介護医療院 \mathcal{O} \mathcal{O} 人員、 一部を次 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 \mathcal{O} ように改正する。 (平成三十

十五条 十七号。 十五条 查」 第二号の病院、 体検査の業務の適正な実施に必要なもの ける厚生労働省令で定める」に、 おける検体検査の業務の適正な実施に必要なもの 法律第二十条の三第一 働省令で定める」に、 第三十三条第三項中 を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設 を の品質、 の三第二項の規定による第九条の の三第二項の規定による医療機器」 次項において 「第十五条の三第二項の規定による医療」 診療所又は前条の施設 有効性及び 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設 「「人体から排出され」を「「病院、 「施設告示」という。)に定める施設 「第十五条の二の規定による人体 安全性 「「検体検査」 0 確保等に関する法律」 (施設告示第四号に定める施設を除く。 のに、 八 に、 <u>の</u> <u>-</u> 「第十五条の二の に、 を「「施設告示第四号に定める施設にお 「第十五条の二の規定による医療機器」 (施設告示第四号に定める施設に限る。 _ の」に、 に改める 「医薬品医療機器等法」 カュ から排出 診療所又は臨床検査技師等に関する 「第十五条の二の規定による検体検 (第四号に定める施設を除く。 「され」 規定による第九条 「第十五条の (昭和五十六年厚生省告示第 を 「第十五条の三第 二の規定による医)におけ を 「医薬品、 の七」 る厚生労 を け にお 医療 る検 「第

附町

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

提案説明

理を行うため、この条例を定めようとする。 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整